

平成 30 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

30 荒監第 176 号
平成31年3月28日

荒川区長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 齋藤 暢 生
同 小川 秀 行
同 齋藤 泰 紀

平成30年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 実施期間

平成30年12月12日から平成31年1月30日まで

2 監査に関与した監査委員

| 区分 | 氏名 | 在任期間 |
|-------|-------|----------------------------|
| 監査委員 | 小川 秀行 | 平成29年3月17日から |
| | 斎藤 泰紀 | 平成30年5月31日から |
| 前監査委員 | 岩下 嘉之 | 平成24年7月5日から 平成31年2月9日まで |

3 監査対象等

| 監 査 対 象 | | 財政的援助 等内容 |
|---|-----------|---------------|
| 団 体 等 | 関 係 部 | |
| 日本ビューホテル事業(株) (グリーンパール那須) | 区民生活部 | 補助金、負担金 |
| 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 | 地域文化スポーツ部 | 補助金、出捐金 |
| 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター | 産業経済部 | 補助金、出捐金 |
| 社会福祉法人 カメリア会 (荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川、荒川区立 サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター) | 福祉部 | 補助金、 指定管理者 |
| 特定非営利活動法人 女性ネットS aya-S aya (ami-ami 子育て交流サロンほか) | 子育て支援部 | 補助金 |
| 株式会社 こどもの森 (荒川区立はなみずき保育園) | 子育て支援部 | 補助金、 指定管理者 |
| 株式会社 ディアローク (小台ここわ保育園) | 子育て支援部 | 補助金 |
| 社会福祉法人 春和会 (東日暮里わんぱく保育園) | 子育て支援部 | 補助金 |
| 株式会社 日本デイケアセンター (石浜ふれあい館) | 区民生活部 | 指定管理者 |
| 株式会社 読売・日本テレビ文化センター (荒川区立生涯学習センター) | 地域文化スポーツ部 | 指定管理者 |
| 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川区立荒川老人福祉センター) | 福祉部 | 指定管理者 |

3 監査対象団体の動きについて

一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンターは、平成 29 年 12 月 19 日付、法人名変更で、一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンターから変更になった。

4 監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果

監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対 象 団 体 別 目 次

| | 頁 |
|---|----|
| 1 日本ビューホテル事業（株） （グリーンパール那須） | 1 |
| 2 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 | 3 |
| 3 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター | 5 |
| 4 社会福祉法人 カメリア会 （荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川、 荒川区立サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター） | 7 |
| 5 特定非営利活動法人 女性ネットSaya-Saya （ami-ami子育て交流サロンほか） | 10 |
| 6 株式会社 こどもの森 （荒川区立はなみずき保育園） | 12 |
| 7 株式会社 ディアローグ （小台ここわ保育園） | 15 |
| 8 社会福祉法人 春和会 （東日暮里わんぱく保育園） | 17 |
| 9 株式会社 日本デイケアセンター （石浜ふれあい館） | 19 |
| 10 株式会社 読売・日本テレビ文化センター （荒川区立生涯学習センター） | 21 |
| 11 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 （荒川区立荒川老人福祉センター） | 23 |

1 日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

ホテルグリーンパール那須（以下「グリーンパール」という。）の運営事業者である日本ビューホテル事業株式会社（以下「ビューホテル」という。）は、事務所を台東区西浅草三丁目 17 番 1 号に置き、ホテル・旅館の経営、保養所・ホテルの運営の受託、ホテル等の建造物の保守・清掃及びその管理の請負、総合警備保障業務などを行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は区民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とし、使用貸借契約に基づき民間事業者に土地、建物及びその他の工作物等を無償で貸与するとともに、宿泊施設の運営に関する契約書に基づく区民利用者の利用料の一部補助等を行っている。

(2) 補助事業の内容

宿泊施設の運営に関する契約書に基づき、施設を旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に定める旅館営業として運営し、客室のうち 15 室を優先的に区民利用として供するものとしており、区民利用者が施設を利用した場合に、その実績に応じて補助金を交付している。また、区民利用に係る事務手続等業務に要する経費の一部を負担している。

(3) 施設の職員体制

グリーンパールの職員体制は、支配人 1 名、常勤職員 5 名、非常勤職員 30 名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、施設及び備品類を無償貸与するとともに、区民が施設を利用したときの利用料の一部を補助しているほか、区民利用の事務手続に要する経費の一部及び施設のリニューアル工事費用を負担している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ビューホテル

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金及び負担金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア ビューホテルに対する指導監督は適切か

イ 補助金及び負担金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の補助対象事業及び負担金について実施した。

3 監査日

(1) ビューホテル 平成 30 年 12 月 12 日～13 日 (委員監査・事務監査)

(2) 区民生活部 平成 30 年 12 月 12 日～13 日 (委員監査・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 29 年度の区補助金及び負担金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|-------------|-------------|-------------|-------|
| 荒川区民利用補助金 | 20,649,600 | 20,649,600 | 0 |
| 運 営 費 負 担 金 | 6,000,000 | 6,000,000 | 0 |
| リニューアル工事負担金 | 109,043,343 | 109,043,343 | 0 |

※ 宿泊施設の運営に関する契約により、施設の運営により一定の利益（提案書により年間 1,200 万円を超える利益）が出たときは、区に対して一部還元の提案をすることとなっている。平成 29 年度は館内リニューアル工事による 1 か月の休館があったものの、サービス体制強化やインターネット広告宣伝により、前年度と比較して利益増となった。経常利益は 874 万 7,065 円であったが、基準額を超えないため、納付額は生じなかった。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、ビューホテル及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、契約事務及び財務会計処理等に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

2 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「振興財団」という。）は、事務所を荒川区荒川七丁目 20 番 1 号町屋文化センター内に置き、財団法人荒川区地域振興公社として昭和 63 年 8 月 1 日に旧民法第 34 条に基づき設立され、その後、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行し、名称変更した。

(1) 設立目的

振興財団は、区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業
- イ 芸術文化振興のための人材育成に関する事業
- ウ 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業
- エ 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業
- オ 前各号の事業に必要な施設の管理運営
- カ その他法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

振興財団は、理事 11 名、監事 2 名、評議員 17 名、職員 16 名（区派遣常勤職員 7 名、常勤職員 2 名及び非常勤 7 名）をもって構成されている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、振興財団に対し、その業務に要する経費の一部を交付することによって、健全な運営と発展を図り、もって区の芸術文化の振興に資することを目的とする。

(2) 補助事業の内容

- ア 財団職員人件費
- イ 財団運営費
- ウ 芸術文化地域振興事業費

3 区との財政援助等の関係

区は、振興財団へ基本財産として 5 億円を出捐している。

また、業務に要する経費の補助金を交付しているほか、荒川区立町屋文化センターの指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 振興財団

ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

ア 振興財団に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成29年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 振興財団 平成30年12月18日（委員監査）

平成30年12月20日（事務監査）

(2) 地域文化スポーツ部 平成30年12月18日（委員監査）

平成30年12月20日（事務監査）

第3 監査の結果

平成29年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が振興財団に出捐した5億円は、振興財団の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|---------------|-------------|------------|------------|
| 財 団 職 員 人 件 費 | 52,314,000 | 47,474,973 | 4,839,027 |
| 財 団 運 営 費 | 17,296,000 | 15,356,322 | 1,939,678 |
| 芸術文化・地域振興事業費 | 45,184,000 | 26,414,365 | 18,769,635 |
| 合 計 | 114,794,000 | 89,245,660 | 25,548,340 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、振興財団及び地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、契約に関する書類内容に一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

3 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(平成29年12月19日一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターから名称変更、以下「勤労者センター」という。)は、平成24年度に豊島区と北区のサービスセンターが合併し、平成25年度に荒川区勤労者福祉サービスセンターが加わって3区の出捐金等をもとに設立された法人であり、平成30年4月1日からは杉並区を加え事業の広域化が図られた。

勤労者センターは本部を豊島区に置き、営業所を荒川区、北区及び杉並区に置いている。

(1) 設立目的

勤労者センターは、荒川区、豊島区、北区及び杉並区内の中小企業等に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業等に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- イ 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ウ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- エ 中小企業勤労者福祉事業
- オ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

勤労者センターは、理事24名、監事2名、評議員24名、職員21名をもって構成されている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

勤労者センターの健全な運営と発展を確保し、もって勤労者及び一般区民の福祉向上を図る。

(2) 補助事業の内容

勤労者センターを管理運営するにあたって必要な経費のうち、区長が認めたもの。

3 区との財政援助等の関係

区は、勤労者センターの基本財産として 300 万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 勤労者センター

ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 産業経済部

ア 勤労者センターに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 勤労者センター 平成 31 年 1 月 28 日（委員監査）、29 日（事務監査）

(2) 産業経済部 平成 31 年 1 月 28 日（委員監査）、29 日（事務監査）

第3 監査の結果

平成 29 年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が勤労者センターに出捐した 300 万円は、勤労者センターの基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

| 区 | 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|---------------------------|-----------|------------|------------|---------|
| 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター補助金 | | 24,395,000 | 24,085,937 | 309,063 |
| 内訳 | 職 員 人 件 費 | 23,077,000 | 23,077,000 | 0 |
| | 運 営 費 | 1,318,000 | 1,008,937 | 309,063 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 社会福祉法人 カメリア会

（荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川）
（荒川区立サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター）

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川（以下「特養」という。）及び荒川区立サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所」という。）の指定管理者である社会福祉法人カメリア会（以下「カメリア会」という。）は、事務所を東京都江東区亀戸三丁目36番13号に置き、平成18年12月26日に設立した社会福祉法人である。

カメリア会は、母子生活支援施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人居宅介護等事業の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

ア 特養が行う業務は、次のとおりである。

（ア）介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスに関する業務

（イ）同法第8条9項に規定する短期入所生活介護に関する業務

（ウ）同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護に関する業務

（エ）その他、区長が必要と認める事業に関する業務

（オ）料金の収受及び減免に関する業務

（カ）管理物件の管理保全に関する業務

（キ）施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

（ク）災害の防止に関する業務

（ケ）施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

（コ）その他、区長が必要と認める業務

イ 通所が行う業務は、次のとおりである。

（ア）介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務

（イ）同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関する業務

（ウ）家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務

（エ）その他、区長が必要と認める事業に関する業務

（オ）料金の収受及び減免に関する業務

（カ）管理物件の管理保全に関する業務

（キ）施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

- (ク) 災害の防止に関する業務
- (ケ) 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務
- (コ) その他、区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

特養の職員体制は、管理者1名、生活相談員3名、介護職員27名、看護職員4名、栄養士2名、機能訓練指導員1名、介護支援専門員1名、運転手1名、事務職他11名（通所を兼務）で構成されている。

通所の職員体制は、管理者1名、生活相談員1名、介護職員8名、看護職員2名、機能訓練指導員1名、運転手1名で構成されている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、特養の安定的な運営の支援や、特養を利用する低所得等の方の介護サービスの利用促進を図るため、補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

(2) 補助の内容

区は、特養の運営に対して、カメラア会に次の補助金を交付している。

- ア 荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金
- イ 荒川区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金
- ウ 荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金

3 区との財政援助等の関係

区は、特養の運営支援や介護サービスの利用促進を図るための補助金を交付しているほか、介護保険外事業や建物修繕に係る委託料を支出している。

また、南千住地域における地域包括支援センター業務や高齢者みまもりステーション業務等に対して委託料を支出している。

なお、指定管理業務（指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで）は、特養及び通所が利用者から徴収する利用料金等で行うため、その経費を支出していない。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) カメラア会

- ア 指定管理事業及び補助事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料及び補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア カメリア会に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の指定管理事業及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) カメリア会 平成 31 年 1 月 30 日 (委員監査・事務監査)
- (2) 福祉部 平成 31 年 1 月 30 日 (委員監査・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 29 年度の事業実績は、表 (1)、表 (2) のとおりである。

表 (1) 施設運営費 (単位：円)

| 施 設 名 | 特 養 | 通 所 |
|---------|-------------|--------------|
| 収 入 額 | 282,895,331 | 79,022,765 |
| 支 出 額 | 258,737,138 | 90,667,600 |
| 収 支 差 額 | 24,158,193 | △ 11,644,835 |

※ 収入額には、表 (2) の補助金が含まれている。

表 (2) 補助金 (単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|---|-----------|-----------|-------|
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 経 営 支 援 補 助 金 | 7,321,000 | 7,321,000 | 0 |
| 介 護 保 険 サ ー ビ ス に 係 る 利 用 者 負 担 額 軽 減 制 度 事 業 補 助 金 | 34,671 | 34,671 | 0 |
| 介 護 保 険 施 設 等 に お け る 食 費 居 住 費 等 負 担 額 軽 減 補 助 金 | 102,500 | 102,500 | 0 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、カメリア会及び福祉部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の再委託について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

5 特定非営利活動法人 女性ネット Saya-Saya (ami-ami 子育て交流サロンほか)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人女性ネット Saya-Saya (以下「Saya-Saya」という。) は、事務所を南千住一丁目39番3号に置き、平成20年5月30日に設立した特定非営利活動法人であり、ドメスティックバイオレンス等の暴力被害により、困難を抱えた女性と子どもたちの権利を擁護し、これらの者の安全と福祉、健康の増進を図り、もって女性・子どもの人権の確立と男女共同参画社会の実現を目指した支援を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

ア 子どもの居場所づくり事業

地域の力を活かし、子どもの居場所づくりを進め、支援を要する子どもの健全な育成を図る。

イ 地域子育て交流サロン事業

身近な場所に子育て支援の拠点となる集いの場を提供することにより、子育て親子の福祉の向上を図る。

(2) 補助事業の内容

ア 子どもが集い、交流する場の提供と、学習指導及び相談、進学相談等に関する事業を実施している。

イ おおむね3歳未満の児童とその保護者が相互に交流を行う ami-ami 子育て交流サロンを荒川区東日暮里5-18-8に開設し、子育て相談や講習会等を実施している。

3 区との財政援助等の関係

区は、Saya-Saya に対して、子どもの居場所づくり事業、地域子育て交流サロン事業の運営に要する経費の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) Saya-Saya

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア Saya-Saya に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) Saya-Saya 平成 31 年 1 月 25 日 (事務監査)

(2) 子育て支援部 平成 31 年 1 月 25 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 29 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|------------------------|-----------|-----------|--------|
| 子どもの居場所づくり事業費 補助金 | 1,345,000 | 1,272,000 | 73,000 |
| 地域子育て交流サロン事業 運営費補助金 | 8,142,000 | 8,142,000 | 0 |
| 合 計 | 9,487,000 | 9,414,000 | 73,000 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、Saya-Saya 及び子育て支援部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金の使われ方に一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

6 株式会社 こどもの森 (荒川区立はなみずき保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立はなみずき保育園(以下「はなみずき保育園」という。)の指定管理者である株式会社こどもの森(以下「こどもの森」という。)は、事務所を東京都国分寺市光町二丁目5番1号に置き、平成4年1月22日に設立した株式会社である。

こどもの森は、児童福祉サービスの受託及び児童福祉施設の経営、経営コンサルティング、管理運営業務のほか、様々な事業を行っている。

(1) 指定管理業務

- ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。
- イ 施設、付属設備及び備品の保全に関すること。
- ウ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関すること。
- エ 災害の防止に関すること。
- オ 施設の経理を行うこと。
- カ その他、区と指定管理者の協議の上、定められた事務に関すること。

(2) 職員体制及び入所児童数

はなみずき保育園の常勤の職員体制は、園長1名、保育士23名、看護師1名、栄養士2名その他2名である。また、はなみずき保育園の入所児童数は次表のとおりである。

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 12名 | 22名 | 29名 | 35名 | 30名 | 36名 | 164名 |

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、保護者の多様化する就労形態に対し、働き方に応じた保育需要に対応するため、実施している定期利用保育事業に対し、また、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため保育従事職員用の宿舍の借上げに要する経費に対し、補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

区は、はなみずき保育園の運営に対して、こどもの森に次の補助金を交付している。

- ア 荒川区定期利用保育事業補助金
- イ 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金

3 区との財政援助等の関係

区は、こどもの森に対して、はなみずき保育園の指定管理業務(指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)に要する経費として指定管理料を支出している。

また、定期利用保育事業、保育従事職員宿舍借上支援に対して補助金を交付している。

そのほか、区内新設保育園改修補助金や保育の実施に要する経費を扶助費として交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) こどもの森

ア 指定管理事業及び補助事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料及び補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア こどもの森に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

ウ 補助金交付の手続及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成29年度の指定管理事業及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) こどもの森 平成31年1月11日(委員監査・事務監査)

(2) 子育て支援部 平成31年1月11日(委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

平成29年度の指定管理料及び補助金実績は、表(1)、表(2)のとおりである。

表(1) 指定管理料 (単位：円)

| 指 定 管 理 料 | | 239,672,366 |
|-----------|---------|-------------|
| 内 訳 | 29年4月分 | 17,949,917 |
| | 29年5月分 | 18,107,947 |
| | 29年6月分 | 18,067,037 |
| | 29年7月分 | 18,086,927 |
| | 29年8月分 | 27,661,307 |
| | 29年9月分 | 17,980,817 |
| | 29年10月分 | 17,980,817 |
| | 29年11月分 | 18,982,817 |
| | 29年12月分 | 21,451,497 |
| | 30年1月分 | 18,122,267 |
| | 30年2月分 | 28,334,807 |
| | 30年3月分 | 16,946,209 |

※30年3月分は、精算額△1,365,942円を含む。

表(2) 補助金実績 (単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|-------------------|-----------|-----------|-------|
| 定期利用保育事業補助金 | 4,438,125 | 4,438,125 | 0 |
| 保育従事職員宿舍借上支援事業補助金 | 3,524,440 | 3,524,440 | 0 |
| 合 計 | 7,962,565 | 7,962,565 | 0 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、こどもの森及び子育て支援部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の再委託について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

7 株式会社 ディアログ (小台ここわ保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社ディアログ（以下「ディアログ」という。）は、本店を渋谷区渋谷三丁目8番12号に置き、平成19年8月に設立された株式会社であり、保育所・美容室・障がい者施設の経営のほか、障害福祉サービス事業、介護予防サービス事業など様々な事業を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内の私立保育所における入所児及び職員の処遇改善に係る経費の一部を、荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱等に基づき補助している。その他、特別保育事業の実施や建物賃借料、保育従事職員用の宿舍の借上げ等、施設の運営等に要する経費の一部を補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

ディアログは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設である小台ここわ保育園を、荒川区西尾久三丁目21番12号水島ビルの2階を借りて設置し、平成29年4月1日に開園した。

区は、小台ここわ保育園の運営に対し、次の補助金を交付している。

- ア 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成金
- イ 荒川区保育サービス推進事業補助金
- ウ 荒川区保育士等キャリアアップ補助金
- エ 荒川区保育所等賃借料補助金
- オ 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金
- カ 代替職員採用に係る補助金

(3) 職員体制及び入所児童数

小台ここわ保育園の常勤の職員体制は、園長1名、保育士15名、看護師1名、栄養士1名、その他1名である。また、入所児童数は、次表のとおりである。

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入所児童数 | 6名 | 12名 | 12名 | 12名 | 13名 | 3名 | 58名 |

3 区との財政援助等の関係

区は、ディアローグに対して、入所児等に対する助成金等を補助しているほか、保育の実施に要する経費を扶助費として支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ディアローグ

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 小台ここわ保育園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) ディアローグ 平成 31 年 1 月 16 日 (委員監査・事務監査)

(2) 子育て支援部 平成 31 年 1 月 16 日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

平成 29 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|-------------------|------------|------------|-----------|
| 私立保育所の入所児等に対する助成金 | 4,701,740 | 4,064,431 | 637,309 |
| 保育サービス推進事業補助金 | 2,907,000 | 2,907,000 | 0 |
| 保育士等キャリアアップ補助金 | 7,169,000 | 6,274,000 | 895,000 |
| 保育所等賃借料補助金 | 1,371,000 | 1,371,000 | 0 |
| 保育従事職員宿舍借上支援事業補助金 | 3,968,970 | 3,968,970 | 0 |
| 代替職員採用に係る補助金 | 266,310 | 266,310 | 0 |
| 合 計 | 20,384,020 | 18,851,711 | 1,532,309 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 社会福祉法人 春和会 (東日暮里わんぱく保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人春和会（以下「春和会」という。）は、事務所を東京都江戸川区東小松川一丁目5番4号に置き、平成24年2月2日に設立された法人である。

春和会は、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること及び心身ともに健やかに育成されることを目的とし、特別養護老人ホームの経営などの第一種社会福祉事業及び保育所の経営などの第二種社会福祉事業を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内の私立保育所における入所児及び職員の処遇改善に係る経費の一部を、荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱等に基づき補助している。また、定期利用保育事業や一時保育事業の実施、保育従事職員用の宿舍の借上げ等、施設の運営等に要する経費の一部を、補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

春和会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設である東日暮里わんぱく保育園を荒川区東日暮里三丁目9番10号に設置し、平成29年4月1日に開園した。

区は東日暮里わんぱく保育園の運営に対し、次の補助金を交付している。

ア 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成金

イ 荒川区定期利用保育事業補助金

ウ 荒川区一時保育事業費補助金

エ 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金

(3) 職員体制及び入所児童数

東日暮里わんぱく保育園の常勤の職員体制は、園長1名、保育士20名、看護師1名、栄養士1名、その他2名である。また、入所児童数は次表のとおりである。

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入所児童数 | 9名 | 15名 | 18名 | 18名 | 1名 | 0名 | 61名 |

3 区との財政援助等の関係

区は、春和会に対して、入所児等に対する助成金等を補助しているほか、保育の実施に要する経費を扶助費として支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 春和会

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

- ア 春和会に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 春和会 平成 31 年 1 月 21 日 (委員監査・事務監査)
- (2) 子育て支援部 平成 31 年 1 月 21 日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

平成 29 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 交 付 額 | 確 定 額 | 返 還 額 |
|-------------------|------------|------------|--------|
| 私立保育所の入所児等に対する助成金 | 9,252,800 | 9,231,477 | 21,323 |
| 定期利用保育事業補助金 | 9,754,375 | 9,754,375 | 0 |
| 一時保育事業費補助金 | 3,540,000 | 3,540,000 | 0 |
| 保育従事職員宿舍借上支援事業補助金 | 6,012,250 | 6,012,250 | 0 |
| 合 計 | 28,559,425 | 28,538,102 | 21,323 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

9 株式会社 日本デイケアセンター (石浜ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

石浜ふれあい館の指定管理者である株式会社日本デイケアセンター（平成3年4月12日設立。以下「日本デイケアセンター」という。）は、事務所を千代田区猿楽町二丁目2番3号に置き、認可保育園及び児童館等の社会福祉施設等の管理・運営業務及び受託業務を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

石浜ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員8名、非常勤職員22名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、石浜ふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は西尾久ふれあい館、南千住駅前ふれあい館の指定管理者として指定し、指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 日本デイケアセンター

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 日本デイケアセンターに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 日本デイケアセンター 平成 31 年 1 月 23 日 (委員監査・事務監査)
- (2) 区民生活部 平成 31 年 1 月 23 日 (委員監査・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 29 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 協 定 金 額 | 執 行 額 | 精 算 (返 還) 額 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 指 定 管 理 料 | 45,584,179 | 45,583,768 | 411 |
| (注) 内・家屋修繕費 | 292,011 | 291,600 | 411 |

(注) 指定管理料の内、家屋修繕費の不用額については精算 (返還) することとされている。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、日本デイケアセンター及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、決算関係書の作成において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

10 株式会社 読売・日本テレビ文化センター (荒川区立生涯学習センター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の指定管理者である株式会社読売・日本テレビ文化センター（以下「読売・日本テレビ」という。）は、事務所を江東区清澄一丁目2番1号読売江東ビル内に置き、昭和55年12月に設立された法人である。

読売・日本テレビは、読売新聞東京本社が経営するカルチャーセンターの講座の企画や運営、講師派遣、公設生涯学習施設との連携、イベント企画、企業PRを行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 生涯学習のための講座の実施に関する事業
- イ 生涯学習活動の相談に関する事業
- ウ 生涯学習情報の収集及び提供に関する事業
- エ 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- オ 利用料金の収納、減免及び還付に関する業務
- カ 学習センターの施設及び附帯設備の維持管理並びに備品等の保全管理（簡易な修繕及び整備を含む。）に関する業務
- キ 以上に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

学習センターの職員体制は、所長1名、常勤職2名、パート職員等を含めて総数21名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、読売・日本テレビに対して、学習センターの指定管理業務（指定管理期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 読売・日本テレビ

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

- ア 読売・日本テレビに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 読売・日本テレビ 平成 30 年 12 月 26 日 (委員監査・事務監査)
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 30 年 12 月 26 日 (委員監査・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 29 年度の事業実績は、次表のとおりである。

表(1) 指定管理料実績 (単位：円)

| 区 分 | 協定金額 | 執行額 | 精算(返還)額 |
|-----------|------------|------------|---------|
| 指 定 管 理 料 | 61,739,300 | 61,739,300 | 0 |
| (注) 内・修繕費 | 2,000,000 | 2,178,186 | 0 |

(注) 指定管理料の内、修繕費の不用額については精算(返還)することとされているが、平成 29 年度は不用額が発生していない。

表(2) 利用料金収納実績 (単位：円)

| 区 分 | 収入額 | 基準額 | 納付額 |
|---------|-----------|-----------|-----|
| 利 用 料 金 | 2,088,429 | 2,310,000 | 0 |

※ 指定管理者は利用料金収入が基準額を超えた場合、その超えた部分の 1/2 を区に支払うこととされている。平成 29 年度は、利用料金の収入額が基準額を超えないため納付額は生じない。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なもの認められた。

なお、読売・日本テレビ及び地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の内容で一部不明確な点があった。また、再委託について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

1 1 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川区立荒川老人福祉センター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立荒川老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)の指定管理者である社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、事務所を荒川区南千住一丁目13番20号に置き、昭和39年1月22日に設立された法人である。

社会福祉協議会は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として事業を行っている。

(1) 指定管理業務

老人福祉センターの指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 事業に関する業務

(ア) 生活、就労、健康等の相談及び指導に関する業務

(イ) 機能回復訓練その他健康の保持増進に関する業務

(ウ) 教養の向上及びレクリエーションに関する業務

イ 本施設の維持管理に関する業務

ウ その他区が必要と認める業務

エ 区が定める「平成29年度介護予防事業仕様書」に基づく業務

(2) 施設の職員体制

老人福祉センターの職員体制は、常勤職員が所長1名、事務員2名の計3名であり、このほかに非常勤職員が健康相談員1名、生活相談員1名、リハビリ相談員1名、推進員4名、看護師1名、事務員1名、用務員2名の計11名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、社会福祉協議会に対して、老人福祉センターの指定管理業務(指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、社会福祉協議会が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助している。

また、在宅高齢者通所サービスセンターや生活実習所、福祉作業所、障害者福祉会館等の福祉施設の指定管理者に指定するとともに、障害者就労支援事業、ファミリーサポートセンター事業、手話講習会事業などの委託を行っている。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 社会福祉協議会

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア 社会福祉協議会に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 29 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 社会福祉協議会 平成 31 年 1 月 17 日 (事務監査)
- (2) 福祉部 平成 31 年 1 月 17 日 (事務監査)

第3 監査の結果

平成 29 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

| 指定管理料 | 事務費 | 事業費 | 計 |
|---------|------------|------------|-------------|
| 1 期分 | 15,059,624 | 1,516,329 | 16,575,953 |
| 2 期分 | 15,059,500 | 1,516,200 | 16,575,700 |
| 3 期分 | 15,059,500 | 1,516,200 | 16,575,700 |
| 4 期分 | 15,059,500 | 1,516,200 | 16,575,700 |
| 介護予防事業分 | 506,092 | 8,615,508 | 9,121,600 |
| 計 | 60,744,216 | 14,680,437 | 75,424,653 |
| 精算金(返還) | — | — | △ 5,315,473 |
| 合計 | — | — | 70,109,180 |

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、社会福祉協議会及び福祉部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の再委託について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭で注意し、今後の事務処理を指導した。

